

一般社団法人熊本県警備業協会の入会及び会費等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人熊本県警備業協会定款（以下「定款」という）第7条及び第8条の規程に基づき、入会の手続き、入会金及び会費について必要な事項を定めることを目的とする。

(入会資格)

第2条 正会員として入会しようとする者は、次の各号に掲げる要件を満たす者であることを要する。

- (1) 警備業法等関係法令並びに定款及び諸規定を遵守できる者であること。
- (2) 暴力団等反社会的勢力との親交がなく、これらの者の威力を示し又は影響力を行使し若しくは支援を受けて他人の警備業務を妨害するおそれがないと認められる者であること。
- (3) 警備員及び従業員の処遇のための社会保険、賠償保険等必要な保険に加入している者であること。
- (4) 過去2年以上警備業務に関し法令違反を行い罰金以上の刑に処せられたことがない者であること。
- (5) 入会申請時において、公安委員会から行政処分の公表がされていない者であること。
- (6) その他会員として適当であると認められる者であること。

2 賛助会員として入会しようとする者は、次の各号に掲げる要件を満たす者であることを要する。

- (1) 暴力団等反社会的勢力との親交がなく、これらの者の威力を示し又は影響力を行使し若しくは支援を受けるおそれがないと認められる者であること。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法人の業務に関し法令の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者に該当しない者であること。
- (3) その他会員として適当であると認められる者であること。

(入会手続き)

第3条 定款第6条の正会員又は賛助会員になろうとする者は、別記様式第1号の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。この場合、正会員については、入会申込書（別紙様式1）に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 警備業法第4条による認定証の写し、又は同法第9条の規程による届出書の写し
- (2) 会社経歴書又は履歴事項全部証明書
- (3) 警備員数申告書（別紙様式2）
- (4) 労働保険料領収済通知書の写し又は労働保険成立届出書の写し若しくは

納付証明書

- (5) 賠償責任保険契約書の写し
 - (6) 社会保険料納入証明書の写し又は健康保険、厚生年金保険の新規適用届の決定通知書の写し若しくは納付証明書
 - (7) 誓約書（別紙様式3）
- 2 賛助会員については、入会申込書（別紙様式1）に次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 会社経歴書又は履歴事項全部証明書（個人の場合は履歴書）
 - (2) 誓約書（別紙様式4）

（入会審査）

- 第4条 会長は、第3条の定めるところにより会員として入会しようとする者の入会申込みがあった場合は、第2条による要件を満たす者であるか否か等について審査の上、理事会に諮るものとする。
- 2 審査及び審議の結果、会員として明らかに入会資格を満たしていないと認められたときは、入会を拒否することができる。
 - 3 入会を拒否した理由は、公表してはならない。

（通知）

- 第5条 会長は、理事会の審議結果について、入会申込者に通知しなければならない。
- 2 入会を拒否した場合は、入会申込者にその理由を開示及び公表しないこととし、提出された入会申込みの関係書類は返還するものとする。

（入会金）

- 第6条 定款第8条の入会金は、100,000円とする。
- 2 前項の入会金は、入会するとき本会指定の銀行口座に振り込むものとする。

（会費）

- 第7条 定款第8条の会費は、年度会費とし、その額は次のとおりとする。
- (1) 正会員
当該暦年度の警備員数を基礎とし、別表1の一般社団法人熊本県警備業協会会費算定表のとおりとする。
 - (2) 賛助会員

ア 個人	1口	10,000円
イ 団体又は法人	1口	50,000円
- 2 前項の会費は、正会員にあっては、月額相当額を2期に分割して、前期は7月末日、後期は2月末日までにそれぞれ本会指定の銀行口座に振り込まなければならない。ただし、正会員の会費は、必要がある場合は、別途徴収することができる。
- 3 第1項第1号に掲げる警備員数は、正会員の自主申告によるものとする。
 - 4 正会員は、毎年11月末日の警備員数を様式第2号により、12月末日まで

に会長に申告しなければならない。

(会費納入の特例)

第8条 年度途中で新たに正会員となった者の当該年度の会費は、前条第1項の規程にかかわらず、正会員となった月以降の月数に応じて入会時に納入するものとする。

(変更届出)

第9条 会員は、次の事項に変更があったときは、速やかに変更届出書(様式第5号)を会長に提出するものとする。

- (1) 会社の名称
- (2) 会社の所在地
- (3) 代表者の住所、氏名、生年月日

(退会届)

第10条 定款第9条の規程により退会しようとする者は、退会届出書(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、設立許可のあった日(昭和63年10月1日)から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 平成6年6月8日 一部改正
- 3 平成25年4月1日 一部改正
- 4 平成27年4月1日 一部改正
- 5 令和元年5月22日 一部改正
- 6 令和3年8月17日 一部改正
- 7 令和5年8月23日 一部改正

別表 1

ランク	警備員数	月 額 (円)	半 年 額 (円)
A	50人以上	30,000	180,000
B	30人～ 49人	24,000	144,000
C	11人～ 29人	18,000	108,000
D	10人以下	12,000	72,000
※ 会費は期別にかかわらず前納することができる。			
※ 警備員数のうち臨時の警備員は、その60%を計上する。			